

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）附則第五條第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八條第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十六年九月九日から平成二十七年一月九日までに奈良県産業・雇用振興部産業政策課に到着するよう提出してください。

平成二十六年九月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）服部家具センター大和郡山店
所在地 大和郡山市丹後庄町二一八番地二

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）一、四一二平方メートル
（変更後）二、八六七平方メートル

2 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 届出書添付図面記載のとおり
収容台数 一〇台

（変更後）位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 四五台

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時

（変更後）開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後八時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時四十五分から午後八時十五分まで

（変更後）午前八時四十五分から午後八時十五分まで

三 変更に係るもの以外の事項

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) 服部家具センター大和郡山店

所在地 大和郡山市丹後庄町二一八番地二

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社サンワールド

住所 名古屋市港区南陽町大字西福田字源蔵池一一一番地

代表者 服部 光吉

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社服部家具センター

住所 名古屋市港区南陽町大字西福田字源蔵池五六

代表者 服部 光吉

4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 二二台

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 七〇平方メートル

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 一八立方メートル

5 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時から午後八時まで

四 変更する年月日

平成二十七年四月十三日

五 届出年月日

平成二十六年八月十二日

六 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業政策課

七 縦覧期間

平成二十六年九月九日から平成二十七年一月九日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する祝日を除きます。

八 縦覧時間

午前九時から午後五時まで